

## 郵便法施行規則の一部を改正する省令の概要

### 1. 改正の背景

- 郵便認証司の兼業については、事前に総務大臣から個別の承認を得ることが原則であるが、消防団員との兼業については、令和2年8月の郵便法施行規則の改正により承認手続を簡素化。郵便認証司が日本郵便株式会社に対して非常勤の消防団員の職に就く旨の意思表示をした日に、総務大臣による承認を受けたものとみなし、日本郵便株式会社がその兼業について総務大臣に報告することとされている。
- 消防団員以外の地域における公的な職についても、承認手続の簡素化要望があること等から、今般、これまでの承認実績も踏まえ、消防団員と同様に承認要件※を満たすと判断して支障がない公的な職について、同様の簡素化を講じる。

※ 承認要件（郵便法施行規則第18条の3第1項）

- ① 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。
- ② 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。
- ③ 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。

### 2. 改正の概要

- 郵便認証司の兼業に係るみなし承認手続の対象に、以下の公的な職を追加するとともに、必要な規定の整備を行う。
  - ・児童委員〔児童福祉法（昭和22年法律第164号）〕
  - ・学校評議員〔学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）〕
  - ・民生委員〔民生委員法（昭和23年法律第198号）〕
  - ・社会教育委員、公民館運営審議会委員〔社会教育法（昭和24年法律第207号）〕
  - ・投票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立会人〔公職選挙法（昭和25年法律第100号）〕
  - ・保護司〔保護司法（昭和25年法律第204号）〕
  - ・警察署協議会委員〔警察法（昭和29年法律第162号）〕
  - ・予備自衛官〔自衛隊法（昭和29年法律第165号）〕
  - ・教育委員会委員、学校運営協議会委員〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〕
  - ・地方防災会議委員〔災害対策基本法（昭和36年法律第223号）〕
  - ・国民保護協議会委員〔武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）〕
  - ・統計調査員〔統計法（平成19年法律第53号）〕
  - ・鳥獣被害対策実施隊員〔鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）〕
  - ・スポーツ推進委員〔スポーツ基本法（平成23年法律第78号）〕

### 3. 施行期日

公布の日（令和4年7月1日）から施行する。